

経営者の皆さまへ

参加費  
無料

# 『100年永続企業』を作るために、 今押さえておくべき税金のいろは」セミナー

～「税制改正の積極的活用」の観点から～

## ■ セミナープログラム ■

### 1. 2019年度の税制改正

2018年12月に発表される「2019年度の税制改正」の内容を、①自動的に使うことになる税制、②使うべき税制、③積極的に使いたい税制、に分けて説明します。

併せて2019年度以降もどうしたら100%減価償却できるかについて説明します。

### 3. 消費税率が10%になることの留意点

①2019年10月以降の軽減税率の内容、②2023年10月以降のインボイス制度について、今やるべきこと、を中心に解説します。

### 2. 事業承継税制(納税猶予)

2018年から格段に使い勝手の良くなった特例事業承継税制。①積極的に使うべき会社を例示するとともに、②猶予であることのネック(長期間要件を満たす必要、次の世代への承継の際の問題点)について、2018年4月以降の豊富な相談事例をもとに実践的に説明します。

### 4. 100年永続企業を作るために

過去数年間の税制改正の中で、100年永続企業を作るために、踏まえておくべき税制(法人税率の引き下げ、給与拡大促進税制、固定資産税ゼロの税制等)を、解説します。

- 日 時 **1月30日 水曜日**  
13:00～16:00(開場:12:30)
- 場 所 **電気ビル共創館カンファレンスB(3F中会議室)**  
福岡市中央区渡辺通2-1-82
- 定 員 **30名** ※定員になり次第締め切らせていただきます。

主催 **G・M税理士法人**

共催 **九電産業株式会社 保険部**  
http://www.q3-hoken.jp/  
〒810-0004  
福岡市中央区渡辺通2-1-82  
電気ビル北館4F

お問合せ先

TEL:0120-400-676 FAX:0120-111-410




電気ビル  
共創館

## 講師

## G・M税理士法人

G・M 税理士法人 代表社員 税理士 **望月 教生 氏**

【講師略歴】

- 1961年 大分県生まれ
- 1984年 京都大学経済学部卒業
- 1984年 日本興業銀行(現みずほ銀行) 入社  
融資業務の他に、デリバティブ業務等に従事し、関西国際空港(株) 経営企画部 企画課へ出向等。銀行には20年在籍。
- 2006年 福岡市博多区の税理士法人に入社、事業承継部を立ち上げ。
- 2018年4月 福岡市博多区にG・M 税理士法人を設立。
- 専門分野は「事業承継」、「退職金にかかる税務」、「預金通帳で月次損益が翌月初に判る方法」等。

お問合せ:九電産業株式会社保険部 TEL:0120-400-676 担当:白日(しらくさ)・水流(つる)  
住 所:福岡市中央区渡辺通2-1-82 電気ビル北館4F

このまま切り取らずにFAX:0120-111-410へお送り下さい。

※FAXは裏面側での発信、番号の誤発信が無いようご注意ください※FAXでのお申込み後、弊社より、数日以内に案内状を封書にて郵送させていただきます。ご案内状が届かない場合は、FAXでの受付が出来ていない可能性があります。お申込後、1週間以上経っても、ご案内状が届かない場合はお手数ですがご連絡下さい。

貴社名		従業員数	
住 所	〒	電話番号	
		携帯番号	
ご参加者名		役職名	
ご参加者名		役職名	

本参加申込書に記入いただいたお客様情報については、本セミナーと関連する情報提供に使用し、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他関係法令・ガイドライン等に従って取り扱います。